



情報(第193号)



令和7年7月31日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

高い年金(老齢年金)受給のために



一般財団法人山口県社会保険協会の事業として、令和 7 年 7 月 8 日（下関市：海峡メッセ下関）、15 日（岩国市；シンフォニア岩国）に「年金の仕組み（得する年金）」との演題による年金事務講習会が開催されました（令和 8 年は宇部市と萩市の予定です）。当職が講師を担当していることから、この実施内容を紹介します。

より高い老齢年金の受給のために有効な機会と考えております。

1 「社会保険料」引き下げの主張

本題の前に、今月 20 日投票日の参議院選では、政党の一部に「社会保険料」引き下げ論がございました。「給付（年金額）」と「保険料額」は、当然、密接な関係にあり、前記について考えてみましょう。

社会保険制度では、年金特別会計で事業を経理しており、納付いただいた保険料は年金給付や健康保険の給付に充てられ、基本的にそれ以外の用途に支出されることはありません。したがって、「社会保険料」を引き下げるとは、給付に影響が及ぶことになり得ます。

その政党の主張によれば、医療費を年間 4 兆円削減、その具体策として、薬局で買える薬の保険適用見直し、70 歳以上でも所得・資産があれば 2 割・3 割負担とする、過剰な病床数を削減といったことが述べられています（日本維新の会：社会保険料を下げる改革）。つまり、保険料を削減すると、給付も削減ないし自己負担が増えることを意味します。

老齢年金に関していうと、保険料を多く・長く掛けた方の年金額は多くなるのであって、税制優遇もあるため、安心して納付ください。

2 主な説明項目

冒頭の演題における主な説明項目は以下のとおりです。(1)から(6)までは、老齢基礎年金・老齢厚生年金額が高くなる方法、(7)は、3 階部分の年金を作る趣旨です。

年金制度は、経過的な措置があり、また、いろんな配慮がされている分、難しくなっている部分があります。制度の概要・要点を理解しましょう。

- (1) 被保険者の種類と保険料
- (2) 老齢基礎年金の受給・金額
- (3) 追納・付加保険料・任意加入
- (4) 老齢厚生年金の受給・金額
- (5) 在職老齢年金
- (6) 受給繰下げ
- (7) 企業型確定拠出年金（選択制）

3 満額の老齢基礎年金

老齢基礎年金は、減額方式の年金です。満額（令和 7 年度：831,700 円）が決められており、480 月（20 歳から 60 歳までの 40 年間）に対して保険料納付月数が

480 未満であるときは、その分、減額されていくのです。

したがって、できる限り 60 歳時点で保険料納付月数が 480 月あることが望まれます。この場合の保険料納付とは、第 1 号被保険者としての保険料納付月数、第 2 号被保険者（厚生年金保険）の加入月数（20 歳以上 60 歳未満の期間に限る）、第 3 号被保険者の加入月数で、これら被保険者の種類は問われません。

4 国民年金への任意加入

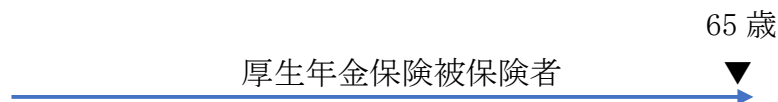
残念ながら、60 歳時点で保険料納付月数が 480 月未満である方は多数存在しています。国民年金への加入は、60 歳まで（第 1 号被保険者・第 3 号被保険者）であるところ、実は、60 歳から 65 歳までの最高 5 年間（60 月）任意加入する途が開かれています（日本年金機構へ申出手続きが必要）。65 歳から受給できることを考慮すると、満額でないときは、この制度を利用することがよいのです。

下図の推奨例において、第 3 号被保険者は、60 歳到達により資格喪失となります。しかし、この加入形態の妻は、引き続き健康保険の被扶養者であることもあって、資格喪失を認識できない方が通常というくらい多いのです。60 歳から国民年金へ任意加入することを強く推奨しています。

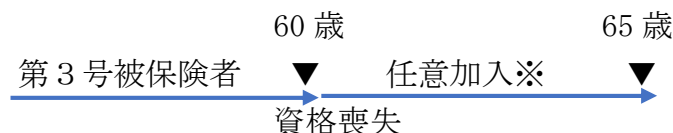
加入して保険料を納付すると、表のとおり、60 月分、妻の老齢基礎年金額が増加するうえ、妻分として納付する国民年金保険料は、社会保険料控除となり、夫の所得税が軽減されるという、二重の効果が得られます。

【推奨例】

夫



妻



【表】

増加年金額	$831,700 \text{ 円} \times 60 / 480 = 103,962 \text{ 円}$	①
納付保険料額（単純計算）	$17,510 \text{ 円} \times 60 \text{ 月} = 1,050,600 \text{ 円}$	②
$② \div ① = 10.10$ （約 10 年で元が取れる水準の年金額）		

5 付加保険料

せっかく国民年金保険料を納付するのであれば、400 円の「付加保険料」を納付しましょう。これを納付すると、納付月数 $\times$ 200 円の付加年金が受給できます。ご覧のとおり、2 年の受給で元が取れる「超」お得な設計で、勿論社会保険料控除が適用されます。

以上